

愛甲郡役所

田

平野不二男氏藏

スルニ方リ、

到底分離セザルヲ得ザル・・・・・コトト確信セリ

セラレ

ン・・・・コトト想像シ、

ことは我慢ならなかったのである。 官僚の一方的線引きで連合村に組み込まれた村民にとって、それをそのまま固定される との副申書は郡当局に対し、 自らの新村編成を堂々と

主張していた。その内容は大略次のような内容であった。

財産の増殖が容易である。 の場合、 津・下川入・棚沢の三か村共有の秣山、 との五か村を分離し、 〇下川 入と 棚沢両村を中津・八管山連合二か村と合併し、 ・及川・三田の三か村を林村 (4)中津川の両岸に散在し、 ()三か村接続の用水路及び堤防があり、 (長谷村等連合十か村の内) と合併する。 一群をなし、「天然の自治区」を形成している。 畑等があり、一村として保護するときは将来基本 且つ水害区域でもある その 理 油は、 (二) 前者 (12) 中 妻

の場合、 が不可欠である。 を形成している。 括して管理すべきである。 (イ)三田・ に小学校は妻田・及川両村の設立した校舎があり、 何林・及川・妻田の三か村は用水で密接不可分である。 妻田の両村は耕地が連綿相接し、 に八管山村はとの三か村の枝村であり、 林・及川の両村は妻田村と小鮎川の対岸で接続し、「一個天然の好自治体」 現に三田村は一部は通学している。 また三か村の「氏神ノ鎮座セル地」でもある。 (ソ三か村は小鮎村の堤防管理、 **州及川村には嘗て林** 水害対策上共同一致

張した新村編成理由であった。

村に所属した土地

・民家があり、

地租改正の際、

示談で及川村に組み替え、

以来両村は親密な関係にある。

以上が副申書の主

508

ヲ以テ連合セラレタルカ、当時ハ只組合村ナルヲ以テ一時ノ御政略上止ムヲ得ザルコトノ在リテ斯

荏苒歳月ヲ経過スルニ従ヒ、

漸々其不便ヲ実践シ、

玆ニ自治区ヲ制

ろとならなかっ

場合ハ二俣川村ニ於テ之ヲ拒マサル事」との一項があったことは、

は全く頓挫し、三田・棚沢・下川入・妻田・及川、 生活基盤から考えられてい 地形 共有地・用水路・堤防・水害・氏神・小学校等々、 た。 法律上の義務負担能力いかんで線引きする地方官僚ときわだった対照をなしていた。 林の六か村は組合村となり、 こうした事柄が村民にとっての自治の要件であり、 中津・八管山の両村は棚沢・下川入の飛地 自治が 郡 の方針 村民

都筑郡二俣川・上星川 ・川島 ・三反田・小高新田・ 市 ノ沢・今井の連合七か村の場合 合わせて中津村となった。

八九 Ļ 状態を呈したという。 認めた場合、 る以外に手段はないか、 郡当局の七か村合併案に対し、 他の六か村の合併の見込みはなく、二俣川の申し立てには分離独立、 両村が合併して西谷村となった。 (明治二十二) 年一月二十三日、 |俣川村の請願は人民一般の希望かどうか、二俣川村が独立した場合、 村独立を知事に請願した。 一俣川村への合併に反対し、 他町村への影響は必至であると、 たが、 「二俣川、 結局のところ、 いずれにせよ他町村に対する影響はあるか等々を照会した。 西谷村組合協議規定書追加」 市 川島・上星川の両村は橘樹郡の仏向・坂本の両村との合併を主張し、二俣川村はこれに反発 県当局は各村の総代を召喚し、 ノ沢他三か村はあくまで七か村合併を主張し、 「殆ント蜂起ノ如ク」(都筑郡役所 その上で二俣川・ 二俣川・三反田・小高・市ノ沢・今井の五か村が合併して二俣川村となり、 あくまで当初の方針を貫く旨回答した。 西谷の両村は (都筑郡役所前掲書) あくまで七か村が合併するよう説諭した。 一つの組合村となったのである。 「町村制施行ニ関スル回議録」、資料編11近代・現代(1)一四五) または組合とする正当な理由もない。 他の六か村の合併の見込み、 K 混乱した状態が続いた。 「郡制発布 これに対し郡は、二俣川村が独立した場 町村制実施を二か月後にひかえた一八 ノ上西谷村ニ於テ分離ヲ請 県当局の認可するとと または町 県当局 しかし、 その上これ は郡 上星川 村組合とす . ЛІ

との両村の抜き差しならない関係を示していた。

とれまで見てきた町村合併をめぐる紛議は、 その上に郡境がからんだ場合をみることにしよう。 主として農業・林業等を生産基盤とする村々であったが、 さらに町と町、

高座郡藤沢駅大阪町・鎌倉郡藤沢駅大鋸町・同郡西富町の場合

画をもって分離され、 大阪町へ至る里道へ架設した橋。梁及びとの前後の道路修繕等の費用は三町の共同支弁である。西富町にある諏訪神社は西 て紛議が生ずることが目にみえていたからであった。 合併の大略の理由であった。西富・大鋸両町が鎌倉郡の村々との合併を嫌ったのは、負担能力に差があり、その問題をめぐっ 富・大鋸両町と大阪町の大半の氏神であり、 した。三町は古来一駅内にあり、 一八八八年十月二十四日には大鋸・西富町が、 商工上の組合規約なども統一したものが作れず、諸般の取引に極めて不都合な状態である。以上が三町 藤沢駅の総称をかぶり、郡界である境川をはさんで市街を形成している。 祭典費を共同負担している。とうした条件がありながら、 また同年十二月二十四日には大阪町も含めた三町が連署して三町合併を請 県は郡域を越えた合併を認めず、 西富・大鋸両町は合併して、 大小区制以来, 大鋸・西宮町 藤沢大富 行政区 から

に 橘樹郡保土ヶ谷町と同郡下星川・和田・仏向・坂本の四か村との場合

大阪町は一町独立となった。

**らな理由からであった。** との分離を請願した。 とれは、 村が町との合併を嫌い、 もし「生計富度ニ大差アル二個ノ土地ヲ結付ケ、 資料編11近代·現代(1)一四八) との四か村のうち仏向・坂本の 両村は都筑郡川島村等五か村との合併を請願した。との「請願 保土ヶ谷は東海道筋にあって市街を形成し、 隣郡の村々と合併を望み、 によると、 仏向、 均一ノ納租ヲ為サシムルハ、優者ノ幸、劣者ノ不幸ト云ザルヲ 紛糾した例である。 坂本の両村が保土ヶ谷町との合併を拒否するの 商業で繁栄している。 当初は、 両村とは「人情風俗生計富度」を との四か村がとぞって保土ヶ谷町 は 次のよ

町と

意味していなかっ

た。

せっ

こうした認識が郡という行政区画を越え、 得ズ」、これまで負担の必要が 踵ヲ接シテ迫リ来ラン」。二か村の人びとにとって町との合併による自治賦与は、併合、生活破壊の恐怖として映っていた。 な かった衛生・消防・ 生活実体が共通する村々との合併を強く主張せしめたのである。 道路 橋梁等の費用を負担させられる。 それだけではなく「新課ノ租税

方針をとり、 て認めなかった。 執拗に請願 (高座郡長あて県書記官田沼健書簡、 もし町村民が「不都合ト感スレハ新制度ニ依リ運動スルヨリ外無之」と郡界の変更をともなう町村合併は頑とし 上申する村民に対し、 結局仏向 ・坂本両村が合併して矢崎村に、 県当局は 資料編11近代・現代(1)一四六)とし、 「本県ニ於テハ郡界ニ関スルモノハ、 下星川 和田両村は合併して宮川村にそれぞれなり、 しかも「実際不都合ノ向キモ都テ其儘ニ据置」 如何ナル事情アルモ、 此際 ハ着手 その上でと セ サ ル

## 無給の町村長

新

一か村と保土ヶ谷町とは一つの町村組合となった。

五郡の町村長

・助役を名誉職・有給別に示したものである。

ヲ要ス」と言い、 とれを「丁壮ノ兵役ニ服スルト原則ヲ同ク」 町 た。 '村制実施上の大きな問題の一つは、 「市制町村制理由書」 には新町村 の指導者である町村長らを 前に山県有朋が指摘していたように、 する「地方人民ノ義務」と規定していた。 「名誉ノ為 町村の指導者を得ることにあ メ無給ニシテ其職ヲ執ラシム 第四十三表は県下十

としては名誉職制が一応貫かれていたと言える。 有給の町村長は三浦・津久井・南多摩・北多摩の各郡に、 しかし、とのことは実質的に法律が期待する町村の指導者が得られたことを また、 有給の助役は三浦 橘樹において目立つぐらいで、 県

都筑郡柿生村他 か村組合の村長に選ばれた小島貞治は、 就任辞退の理由を次のように述べている。

かく町村長に選ばれても辞退する例がかなりあっ

第43表 町村長・助役の名誉職・有給別表

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- ~ ~	н н ж	13 //14 /3				
郡名	町		村 長		助		役	
		新職  1890年	<u>有</u> 1889年	給 [1890年	名 1889年		<u>有</u> 1889年	給 1890年
久良岐郡	9	9	_		9	9	_	_
橘樹郡	20	21	_	_	20	20	2	2
都筑郡	10	10	_	_	10	10	_	_
西多摩郡	20	20	_	_	18	17	1	3
南多摩郡	19	19	1	1	20	20	_	_
北多摩郡	22	22	1	1	20	19	_	
三浦郡	12	11	3	4	10	11	5	4
鎌倉郡	17	17	-	_	17	17	_	_
高座郡	22	23	_	_	22	22	_	
大住淘綾郡	28	28	_		28	28		_
足柄上郡	19	19	_	_	18	19	_	_
足柄下郡	24	24	_	_	24	23	_	_
愛甲郡	11	11	-	_	11	11	_	_
津久井郡	13	12	1	2	13	14	_	_
合 計	246	246	6	8	240	240	8	9

することができた。

もし正当の理由がない場合は町村会の

六十歳以上の者等々正当の理由がある場合は名誉職を拒辞

営業のため常時町村内に居住できない者、

年齢

が満

町村制第八条の規定によると疾病によって公務に堪えな

『神奈川県統計書』から作成

月

一日ヨリ長男道治ヲ以テ家督相続為致候、

私儀村長二当選相成候処、

追々老衰ニ及ヒ勤務難相成、

条ノ明文ニ適セス候ニ付再選可為致、

(都筑郡役所「町村制施行ニ関スル回議録」)

因テ此段上申候

也

就テハ町村制第八

とぞって「両人共病気ニ罹リ全治ノ目途無之」(前掲書)と かわれた。都筑郡の中川村の場合、 なっていた。こうした制約を避けるために種々の口実がつ 議決をもって公民権の停止、 町村費の増課ができるように 選ばれた村長・助役が

新町村は異なった地域利害を抱え込んでおり、 町村長は

いう理由で辞退している。

こうした利害対立を調停しなければならないし、まして自己の経営基盤が不安定な場合、 警部長高橋仲次あての「定期通報」 無給で奉仕することなど堪えがたい

(『川崎警察文書』)

において、

橘樹郡御幸村の村長欠員について

ことであった。

川崎分署長梶田定吉は、

依テ本

席

この日は何も結論を出せなかった。

しかし再度開かれた村議会において、

次のような報告をしている。

慮スルニ足ラス云々ト云ヒ居ルヨ 方ニハ家業ヲ拠棄スルヲ以テ、営業上ニ巨大ノ損害ナリ、 目 下同 同人ノ辞シタル原因ハ他ナシ、 村ニ於テハ村長ナキヲ以テ、 村長ニナルトキハ神奈川等へ出張スルト交際ノ為メ頗ル金円ヲ消費セサルヘカラサルノ習慣アリ、 村会ヲ先般開キタルニ、斉藤丑之進カ適当ナリトテ、 故ニ名誉職ヲ拒辞スルカ為メ公民権ノ停止、 同人ニー決シタル 或ハ負担スヘキ村費ノ増加アルモ せ、 斉藤ハ之ヲ固辞 セリト云

辞されているところに、 のような病気等を理由としていた。 こうした処分も恐れない就任拒否はわずかであろうが、 との当時の国家の要請と町村民の実情とのギャップを示している。 兵役に服すると同じ原則をもって位置づけられた名誉職制が、 当時の町村指導者の実情をよく示しており、 徴兵忌避にも似た理 多くの就任辞退が前記 由 で

に政党の対立が結びついた場合には町村行政は混乱し、全く麻痺するという状況を現出した。 提出した。 町村行政の 麻痺 とうした負担問題に共有地処分・自然災害が加わり、 町村合併をめぐる紛議は、 の場合も村費賦課をめぐって紛議を生じ、 町村制施行以後も直ちに負担問題を中心として現れた。 保土ヶ谷町他一 さらに、 一か村組合においても施行後早々と組合分離願を県 村内の利害を調停する指導者を欠き、 前記 一俣川村他一か村組合 その上それら

た請 当初から「旧村長党」=海苔・養貝営業者と (明治二十三) 年五月村議会に向かって、 願 樹郡大師河原村は旧大師河原・池上の二か村と中島・新宿・ 書を提出した。 村議会はこの請願書を議題とするか否かで紛糾し、 養貝場および海苔場費用の使途に不正の疑いがあり、 「新村長党」=非営業者とに分か 砂子の飛地を合わせた半魚半農の村であった。 やり玉に上がった旧村長党の四名は腹痛 ħ 対 立 が ~続い それぞれの精算書の明 た。 新村長党の有志は一八 との を理 村は発足 示 を求め 由 に退

513

合わせて

不正の有無を調査することに決し、

収支決算等々に不正があったとし、 不満が一層つのることとなった。とうとう新村長党の強硬派は、 も大きな被害を出した。 するのは規則の許すところではないと発言し、この四名はひとまず退席した。さらに郡長は残った議員は三分の二に満たない 効である旨を宣告した。村議会はその旨旧村長党の四名に通知し、彼らの出席を得て、改めて村議会を開いた。 訴えるかまえをみせた。 人が処分議決の適否について議題にするよう提案し、 会には郡長及び郡書記が臨席した。 この決定が町村制第四三条の規定(村議会は議員の三分の二以上の出席がなければ議決することができない)に反し無効であると主張 無断欠席した四名を町村制第八条に基づいて三年間の公民権停止処分とし、 レートさせた。 双方真向から対立した。 との議題を審議することはできないとし、その上で村議会の解散を命じた。郡長の強硬な態度は旧村長党の怒りをエ との対立に拍車をかけたのが自然災害であった。 との被災者に対する救済が全く目処がたたなかったため、農業のみで生活をする新村長党の人びとの 郡長は双方の間に入り妥協策に奔走した。 新村長党は旧村長の戸長奉職時代の会計支払簿の引き渡しを要求し、もし応じない場合は裁判 民事および刑事の訴訟を起とすに至った。とうした渦中にあって村長は病気を理由 との席上、 郡長は旧村長党四名に対する公民権停止処分の議決は町村制第四三条に反し無 これが議題となるや、 旧戸長役場時代の共有地売却代金の使途・一村共有金・役場 八月末、二度にわたって多摩川堤防が決潰し、 しかし対立はますます激しくなり、ついに六月八日の村議 郡長はこの議題の審議に処分対象者の四名が従事 村長はその旨告示した。 新村長党の一 旧 大師河原 旧に辞表

時通報」(『川崎警察文書』)の中で次のように報告していた。 うことで<br />
一応の結末をみたが、 この紛議は、結果的には郡長の依頼をうけた田島村の村長の周旋によって、旧村長党の四名が新村長党の人びとに示談金を払 こうした事態をつぶさに調査・観察していた川崎分署長梶田定吉は警部長高橋仲次あての「定

村の行政は全く麻痺するに至った。

村長党は

とれに対し、

先の両派の申し合わせを破り、

同年九月、

衛生費を各村落の連帯負担とし、金二千二百円を借入する議案を村議会に提出した。

したがって負担も大きかった。

そのため村長蜂須賀又次郎は

ことになっていたが、

下鶴間が四村落のらちで一番被害が多く、

リ……斯ノ如キ自治体ノ職務ノ何タルヲ知ラサル人民へ自治ヲ許スハ、 シテ安泰ナラス……衛生、 今翻テ大師河原村役場ノ景況ヲ見ルニ、 令ナキトキハ死物ノ如キニ至ラン、 勧業、 土木ノ事業ニ至ルマテ振ハス、 亦国家ヨリ依托セラタル官治ノ事務ノ如キ旧慣古例ニ熟シ居ル雇書記ノ力ニヨリ漸ク執リ居ル 名誉職ノ位置アル村長助役等ハ、自治体ノ何タルヲ弁知スル 僅カニ監督官庁タル郡衙ノ指揮命令ニョリ運動ナシ居ルモ、 有害無益ノ誹リハ免レサルモノナラン、 ノ知識ニ乏シク、 為メニ自治体 若シ此

梶田 との報告は一切目もくれていない。 報告を結んでいた。 はこのように述べ、 当時の町村行政の約八割が国家の委任事務であり、 さらにとうした事例は、 しかし、 法律が期待した町村の自治体像と町村の実体との差をみごとにうきぼりにしてい 大師河原村だけでなく、 その負担が、 川崎分署管内の大方の町村がこうした実情にあると 町村行政混乱の張本人であることには、

た。 に赤痢が発生し、 村名を大和村と改称した。以来しばらくの間 三村落は一八八九 であって、「政治主義ヲ異スル」(「村分割ノ請願」山宮藤吉氏所蔵) 課長を派遣し、 ・四村が合併した新村であった。 町 7内部 の利害対立に政党の対立が結びついた事例をみることにしよう。 その衛生費負担をめぐり再度対立が激化した。 両派の調停に努め、 (明治二十二) 年以来分割運動を起とし、 との四つの旧村のうち、 村役場位置の変更および村会議員の定員十四名の両派への均等配分を両派に誓約させ、 「村ノ平和ヲ保持」することができた。ところが一八九八(明治三十一)年、 下鶴間は自由党系の地盤であり、 両派の対立が続いた。 対立関係にあった。 先の両派の申し合わせでは衛生費は各村落が個別に負担する 高座郡鶴見村は旧下鶴間 一八九一 その上に村費負担問題がからみ、 深見・上下草柳は改進党系の地盤 (明治二十四) ・深見・上草柳 年八月、 県当局は第 下草柳 深見等 全村

が適用され、

自派に不利とみた村長、 深見等の三村落の議員は村長の破約を憤り、 を議決したのであった。 それに下鶴間の議員が全員辞職し、 これに対し、三村落は県庁に不当決議取消を訴えた。 全員辞職した。 村の行政は全く麻痺状態となった。そしてついに町村制第六一条 しかし、 村長は自派七名の議員のみで村議会を開き、 一八九九年四月調停が成立するかにみえたが、 連帯負担案

を裏切るものであった。 とのような事態は 「地方自治ノ制度ハ政党政派ニ関係ナク、 しかし、こうした事態に立ち至ったのも、 地方ノ独立シタル モノ」(山県有朋前掲書) 国家の要請に応える能力をもつ有力な町村造成を強行した とした為政者 の期待

高座郡書記による村長職務管掌という最悪の事態に立ち至ったのである。

## 郡制と県民

ととがもたらした一つの帰結であった。

郡制の公布 一八九〇 (明治二十三) 年五月十七日、 郡制 (法律第三六号)は府県制 (法律第三五号) と共に公布となっ た。 郡

た。 四県にのぼった。 議員定数の三分の の具申に基づいて内務大臣が定めることになっていた。 などわずか八県にすぎず、 府県制は郡制 制は市制町村制と比して官治的色彩が濃く、 神奈川県はとの未施行府県の一つであった。 一の選出権をもっていた。 ・市制を施行した府県に、 一八九九 (明治三十二) 郡制は町村制を施行した府県に施行することとなり、 また、郡長が郡会議長を兼ねる等、自治制とは言っても極めて制限的なものであっ 年三月改正府県制・郡制の公布となるまで実施されなかった府県は三府 しかしながら翌九一年四月一日をもって施行となった府県は青森・ 議員選挙には複選制を用い、その上、 その施行の時期は府県知事 地価一万円以上の大地主が

秋

の懸案であり、

郡制の公布は、

その懸案を解決するものとしてうけとっていた。

の不安定な状態はすでにみてきたとおりであり、そうした状態を経験している当局にとって、 とも気掛りなことであった。 当時の郡は小規模なものが多く、 神奈川県は七月十日付をもって、「町村制実施後ノ状況」 郡制施行の前に郡の廃置分合を実施しなければならなかった。 取り調べ方を各郡長に通達した。 郡の廃置分合による混乱がも 町村制の施行による新町村 その通

郡治 [ノ組織 町 村ノ機関ヨリ出テ、 町村ノ監督ハ郡ノ機関ニ存スルモノナレ 八 町村ノ組織及其事務ノ整理如何ニ関セスシテ、 郡治

故二町村制実施後、

其整理ノ状況ヲ詳ニ視察シテ、

達に添付された内務大臣の訓令の一節は次のようなものであった。

(足柄上郡役所 「町村制回議録」)

其緩急ヲ定ムルヲ要ス

告していた 本郡町制施行後、 熟々其状況ヲ視察スルニ自治区ノ度ヲ得、 本制ノ民意ニ適ヒタルヤ村役場ニ於テハ漸々事務整理シ、 足柄上郡長は県知事あての具申において次のように報 人心安寧平穏、 聊紊

ところが、

内務省も町村の状態いかんにもっとも神経をつかっていた。

着手スルトキハ、

却テ紊乱ノ端ヲ開クノ恐レナシトセス、

乱ノ恐無之ニ付、 我村の村民は、 長が 確 信 郡制が実施されるとみて、連署して郡界の変更による町村合併を県知事に再三に渡って請願した。 をもって具申していたにもかかわらず、 直ニ郡制実施セラル、モ変動ノ憂ナカル可シト確信致候、 足柄上郡の曽我村のうち字上曽我および字曽我大沢と足柄下郡の 此段具申候也 (前掲書 また、 足 下

代は連署して郡界変更による合併を内務大臣に請願した。 村組合のうちの矢崎村 上郡の井 ノ口村は淘綾郡への編入を請願した。とうした町村の動きは県内各地に起きた。 (旧仏向・坂本の二か村) と都筑郡二俣川村他一 とれら町村民にとって郡界の変更による町村合併は町村制施行以 か村組合のうちの西谷村 前述した橘樹郡保土ヶ谷町他二 (旧上星川 ・川島の一 一か村) の総 カゝ

は次のように指摘していた。

よる一郡独立あるいは東京府編入の要求、 とうした郡界の変更による町村合併の要求とは別に、<br /> 都筑・久良岐三郡の町村長等による三郡合併の請願、 郡制実施に期待する町村民の動向は一つ間違えば広範囲にわたる紛争になりかねなかった。 津久井郡二十四か町村総代の一郡独 郡制公布とともに郡の廃置分合に関する様々な要求が噴出 南多摩郡民の多摩三郡合併要求、 立の請 願、 高座郡相原村の南多摩郡編 これに対抗した北多摩郡 郡の廃置分合について『 正義 入請願 派 橘

守りて其町村内に分立する所あるが如し、 議を唱へ、 昨年の初、 異議を生ずること斯の如し、是を以て之を推す時は郡の廃合の為めに各地人民の間に種々の紛論を生ずることは殆んど免る可からざる所な 其の異議なくして合併を全ふした者と雖ども、 各府県に於て市制町村制を実施せんが為め、従来の町村を合して更に新町村を編制せんとするに当り、 同一の郡中に於て互に境界を接する町村すら之を合併せんとする時は、 実施に就きて其景況を目撃する時は、 同く一町村たるに拘らず、尚ほ従前の躰を (明治二十三年六月五日付) 各町村人民の間に紛議 各地到る所、 此合併に異

「毎日」 が指摘するように、 郡の廃置分合の強行は町村制が施行されてまだ日の浅い町村に一層の混乱をもたらすことは衆目

の認めるところであった。

神奈川県下一市十五郡の有志によって、複選制および大地主議員の廃止、 は郡制の抜本的改正を要求してやまなかった。 政府は第一回議会以来度々郡分合法案を提出したが、 郡分合法案は、 政府と民党の対立のために廃案の運命をたどった。第一回議会に対し 日清戦争の最中に開かれた第九回議会において初めて日の目 郡長の公選を求めた請願書が提出されたように民党

制が公布されるまで、ついに実施とはならなかった。

神奈川県の大住・淘綾の両郡が合併し、

中郡となったのはこのときであった。

しかし、本県において、

郡制は、

518

し

た。